

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年七月十五日法律第五十七号)

(抄)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年七月十五日法律第五十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年十月一日
- 二 附則第十一条の規定 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日